五泉市通学路安全プログラム ~通学路の安全確保に関する取組の方針~



平成27年10月

(第2次改定令和元年9月26日)

五泉市通学路安全推進会議

五泉市通学路安全プログラム 改定来歴

策定・改定	日付	主な内容
策定	H27.10.22	「五泉市通学路交通安全プログラム」策定。
第1次改定	H30.10.25	防犯の観点からの通学路点検を含めた内容への見直
		し。名称を「五泉市通学路交通安全プログラム」か
		ら「五泉市通学路安全プログラム」へ改称。
第2次改定	R1.9.26	資料2「五泉市通学路安全推進会議設置要綱」改正。

目 次

1	プログラ	シムの	目的	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	通学路安	子全推	進会記	養の	設置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	取組方金	+••	• •	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	箇所図、	箇所 [.]	一覧	表の	公表	ŧ•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(資	音料 1)	年間	スケ	ジュ	.—/l	· •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
(資	F料 2)	五泉	市通生	学路	安全	淮	進	会	議	設	置	要	綱	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、 平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、 必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「五 泉市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

その後、平成30年5月に新潟市において、下校中の児童が殺害されるという痛ましい 事件が発生し、関係機関と連携して防犯等の観点による各小学校の通学路緊急合同点検を 実施しました。

引き続き防犯等の観点も含めた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を再構築し、「五泉市通学路交通安全プログラム」を「五泉市通学路安全プログラム」へ改定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下の団体等で構成する「五泉市通学路安全推進会議(以下「推進会議」という。)」を設置し通学路安全確保に向け連携を図ります。

団体等	主な役割					
五泉市教育委員会学校教育課 (事務局)	推進会議の事務局及び児童生徒への指導、教					
	育に関すること					
新潟県新潟地域振興局新津地域整備部維持	道路施設に関すること(道路施設の整備、維					
管理課	持補修、除雪等)					
新潟県五泉警察署交通課	道路交通に関すること(交通規制、取締り等)					
新潟県五泉警察署生活安全課	犯罪に関すること (犯罪の予防等)					
新潟県五泉警察署地域課	交番・駐在所に関すること (パトロール等)					
五泉市総務課	防犯施設に関すること (防犯灯の整備等)					
五泉市都市整備課	道路施設に関すること(道路施設の整備、維					
	持補修、除雪等)					
五泉市環境保全課	道路交通に関すること(交通安全指導、啓発					
	等)					
五泉市立小中学校	児童生徒への指導、教育に関すること					

※合同点検、推進会議等への参加に関わるメンバーの旅費等は、各所属が負担するものとする。

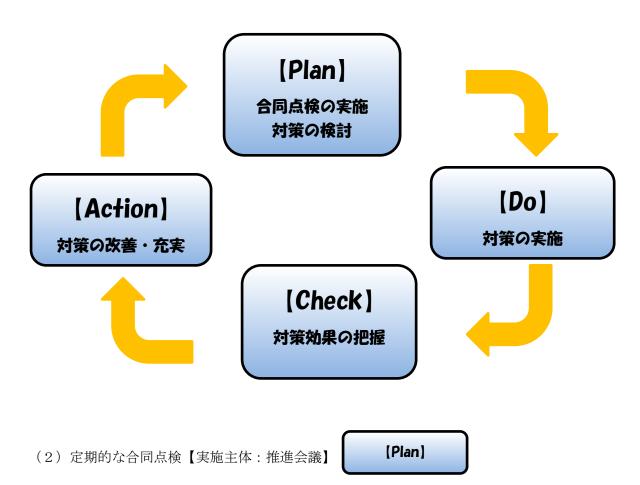
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、 対策実施後の効果検証も行い、必要に応じて対策の改善を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして定期的に実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のための PDCA サイクル]



- ① 合同点検の実施時期等
- ・市内の小中学校における危険個所を1年に1回程度、合同点検を実施します(8月頃)。
- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

② 合同点検の体制

・推進会議メンバーの他、必要に応じて市内小中学校 PTA・町内会等の参加を求める場合もあります。

(3) 対策の検討【実施主体:推進会議】

(Plan)

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、箇所ごとに、歩道整備や 防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策 必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

その際、歩道の設置や道路の拡幅など長期的な対応が必要な個所については、暫定的な対策も検討します。これらの検討結果を踏まえて、計画的に対策が講じられるよう、箇所ごとの対策一覧を作成します。

(4) 対策の実施 【実施主体:各団体等】

(Do)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握【実施主体:推進会議】

(Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校関係者への聞き取りや、児童生徒等へのアンケート調査を実施し、対策効果の把握を実施します。また、対策に応じて、次に示すような検証方法についても適宜取り入れ、多様な効果検証に努めます。

≪対策に応じた効果の検証方法の例≫

- 対策実施前後の車両の速度
- 対策実施前後の車両と歩行者の距離
- ・交通規制の取り締まり実施状況 など

(6) 対策の改善・充実【実施主体:推進会議】

(Action)

対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容の改善を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

年間スケジュール

時期	項目	内容	実施主体
4~5月	各小中学校ごとに通	○各小中学校は、PTA、町内会	各小中学校、PT
	学路危険個所の調査	等の協力を得ながら通学路の危	A、町内会等
		険個所を抽出する。	
6月	危険個所の取りまと	○各小中学校から提出された危	学校教育課
	め	険個所を学校教育課で取りまと	
		める。	
7月	合同点検実施箇所の	○学校教育課は、取りまとめた危	学校教育課、推進
	選定・決定	険個所を推進会議委員へ報告・調	会議
	[Plan]	整を行い、合同点検箇所を決定す	
		る。	
8月	合同点検	│○合同点検の実施する。	推進会議
	[Plan]		※必要に応じて
	(Figure		市内小中学校P
			TA・町内会等
	推進会議(一回目)	○合同点検実施箇所の対策案検	推進会議
	[Diam]	討する。	※必要に応じて
	(Plan)	○前年度までの未対策箇所の確	市内小中学校P
		認、進捗状況及び今後の予定につ	TA・町内会等
		いて報告する。	
	夕小中学拉。 社等宏	○久小中学校。○日本校签证社	学 坛
	各小中学校へ対策案 フィードバック	○各小中学校へ合同点検箇所対 策案を各小中学校へ通知する。	学校教育課
0.5	' ' '		AT ITT I LLA STATE
9月~	対策の実施	○合同点検実施箇所の対策を実	各団体等
	[Do]	施する。	
2月	推進会議 (二回目)	○対策効果を把握する。	推進会議
	[Check]	○対策実施後の対策内容の改善	※必要に応じて
	[Check]	を図る。	市内小中学校P
	[Action]	○未対策箇所の進捗状況報告及	TA・町内会等
		び今後の予定について検討する。	

五泉市通学路安全推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 五泉市の小中学校における通学路の安全確保を図るため、五泉市通学路安全推進 会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 通学路の危険個所の把握に関すること。
- (2) 通学路の危険個所に対する対策に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、通学路の安全対策として必要と認めること。

(組織)

- 第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、五泉市教育委員会学校教育課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。 (職務)

- 第5条 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 推進会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長が必要と認める場合は、別表第1に掲げる者以外の者を招集することができる。 (事務局)
- 第7条 推進会議の事務を処理するため、推進会議に事務局を置く。
- 2 事務局は、五泉市教育委員会学校教育課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (平成 27 年 10 月 22 日教委告示第 9 号)

(施行期日)

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。

附 則 (平成 30 年 10 月 25 日教委告示第 16 号)

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月25日から施行する。

附 則(令和元年9月26日教委告示第12号) (施行期日)

この要綱は、令和元年9月26日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分	団体等	所属及び職名等
委員長	五泉市教育委員会学校教	教育委員会学校教育課長
委員	育課	教育委員会学校教育課学務係長
委員	新潟県新潟地域振興局新	新潟地域振興局新津地域整備部維持管理課長
委員	津地域整備部維持管理課	新潟地域振興局新津地域整備部維持管理課長代理
委員	新潟県五泉警察署	新潟県五泉警察署交通課長
委員		新潟県五泉警察署交通課交通管理係員
委員		新潟県五泉警察署生活安全課長
委員		新潟県五泉警察署生活安全課生活安全係員
委員		新潟県五泉警察署地域課長
委員		新潟県五泉警察署地域課交番・駐在所員
委員	五泉市総務課	総務課長
委員		総務課係長
委員	五泉市都市整備課	都市整備課長
委員		都市整備課土木係長
委員		都市整備課道路維持係長
委員	五泉市環境保全課	環境保全課長
委員		環境保全課環境政策係長
委員	五泉市立小中学校	各五泉市立小中学校教頭